

自動車技術総合機構からのお知らせ

プレスリリース
令和3年4月16日



相模事務所における検査機器の設定誤りについて

自動車技術総合機構相模事務所において、本年2月8日から3月29日までの間、かじ取車輪の横滑り量を測定する検査機器（サイドスリップ・テスタ）1台の設定に誤りがあり、受検車両が通過する踏板が固定された状態となっていたことが判明いたしました。

この間に当該機器により審査を行った車両4,813台について、かじ取車輪の横滑り量が基準を満たさない状態で基準適合として判定したおそれがあります。

これらの車両については、大変恐縮でございますが、当機構において基準適合性の確認検査※を実施いたしますので、受検についてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

受検者や整備事業者を始め多くの関係者の皆様方にご迷惑をおかけしていることをお詫び申し上げますとともに、今後、再発防止に向けて全力を尽くして参ります。

※確認検査にあたっては、検査手数料は無料です。

1. 概要

かじ取車輪の横滑り量は、サイドスリップ・テスタを用いて計測した場合において、走行1mにつき5mm以下であることと規定されています。

しかし、相模事務所の第4コースのサイドスリップ・テスタにおいて、本年2月8日から3月29日までの間、タイヤの横滑り量を測定するための踏板が固定されていたため、基準を満たさない車両についても適合と判定してしまう状態となっていました。

この結果、当該コースにて審査を行った4,813台に対して、かじ取車輪の横滑り量が基準を満たさない状態で基準適合として判定した可能性があり、タイヤの偏摩耗や直進性の低下等が生じるおそれがあります。

2. 確認検査の実施について

上記事由により基準不適合車を適合と判定したおそれのある車両の使用者の皆様宛に、確認検査の受検に関する封書（ダイレクトメール）を5月下旬頃に発送するべく鋭意準備を進めております。

ダイレクトメールがお手元に届きましたら、速やかに開封いただくとともに、内容をよくご確認ください。

また、確認検査は、当機構に車両を持ち込んでいただければ受検可能ですが、ダイレクトメールに記載されましたお問い合わせ先まで電話で予約をいただけると、円滑に受検できます。なお、確認検査にあたっては、検査手数料は無料です。

3. 本事案が発生した原因

検査機器メーカーによる定期点検終了後、サイドスリップ・テスタの踏板が固定された状態で引き渡された際の機構職員による受け入れ確認が不十分であったこと、さらに、翌日以降の日常点検において踏板が固定されていることに機構職員が気付くことができませんでした。

4. 再発防止対策

① 緊急措置

全国の事務所において、サイドスリップ・テスタの踏板が固定されていないことを確認するとともに、踏板を固定するレバーの蓋を容易に開けられないよう、封印シールの貼付を実施しました。

② 恒久的な対策

- 定期点検等実施後の引渡時に、機構職員が検査機器の作動を確認する旨のルールの策定
- 定期点検等実施後に行われる初回日常点検に係る体制の強化
- 踏板が固定されていることを警報する等のシステムの導入促進
- 機構が保有する検査機器全般の管理に係るリスク評価の実施

問い合わせ先
〒160-0003
東京都新宿区四谷本塩町4-41住友生命四谷ビル
自動車機構本部 企画部企画課
電話 03-5363-3441 (代表)
FAX 03-5363-3347

今月の配布物について

○ 「技術情報管理手数料（自動車機構に納付する400円）の周知チラシ配布について」

令和3年10月1日より、自動車技術総合機構に納付することとなる技術情報管理手数料（400円）について、国土交通省と自動車技術総合機構において周知チラシが作成されました。

会員の皆様に配布いたしますので、自動車ユーザーへの説明資料としてご活用ください。

- 自動車検査の法定手数料変更のお知らせ【両面印刷】 各事業場 1枚
(自動車ユーザー向け周知チラシ)
- 技術情報管理手数料の納付方法について【片面印刷】 各事業場 1枚
(整備事業者及び申請代理人等向け周知チラシ)

令和3年10月1日以降の手数料額 新旧表

組織検査 納付先・金額(現行) 納付先・金額(令和3年10月1日以降)

組織検査	現行料金	令和3年10月1日以降の料金
普通自動車	1,400円	1,000円
小型自動車	1,200円	1,000円
小型自動車(二輪)	400円	1,000円
大型特殊自動車	1,200円	1,000円
軽自動車	1,400円	1,000円
普通自動車	1,200円 + 1,000円	1,200円 + 1,000円
小型自動車	1,000円	1,000円
小型自動車(二輪)	400円	1,000円
大型特殊自動車	1,200円 + 1,000円	1,200円 + 1,000円
軽自動車	1,400円	1,000円

自動車検査の法定手数料変更のお知らせ

令和3年10月1日より

概要

- 令和3年10月1日より、自動車の検査の際に支払う法定手数料として、(独)自動車技術総合機構の技術情報管理手数料が追加（1台あたり一律400円）されます。
- 技術情報管理手数料の納付は、既存の手数料と併せて行なうことになります。

何のための手数料ですか？

- 近年急激に普及はじめている、衝突被害軽減ブレーキ等の電子制御がなされている先進安全装置について、従来の点検や検査では検知できない故障による事故が発生しています。

- このため、点検や検査（車検）のタイミングで、車載式故障診断装置（OBD）を活用して電子的に故障診断をするように、制度が変わります。

- 手数料は、この制度の実施に必要な、自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報管理、全国の検査場（車検場）や整備工場が利用する情報システムを運用していくための費用として納付いただいものです。



よくあるご質問

- 電子的な検査の対象車両ではありません。なぜ手数料を払う必要があるのですか。
- 先進安全装置の機能維持は、事故低減効果によりリトマ社会全体の安全性向上に寄りするため、既存の手数料同様、電子的な検査対象車両でなくても負担をいたぐることであります。また、リコール情報の提供等、自動車を安全にお使いいただくためのサービスも提供しています。
- 自動車技術総合機構に持ち込まれない指定整備工場（民間車検）や軽自動車検査協会で受ける車検について、なぜ技術情報管理手数料を払う必要があるのですか。
- 自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報の管理、指定整備工場や軽自動車検査協会が利用する情報システムの運用を、自動車技術総合機構が行なうためです。

お問い合わせは、お近くの自動車技術総合機構又は運輸支局まで

国土交通省

技術情報管理手数料の納付方法について

令和3年10月1日より追加される「技術情報管理手数料」の具体的な支払い方法は、以下のとおりです。

1. 登録車

① OSS申請の場合

現行の検査登録手数料と同様、オンライン決済^②によりお支払いください。



※1 現行登録手数料の納付が確認されるると、自動的に技術情報管理手数料の納付画面へ移行します。

② OSS申請以外の場合（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合）

窓口において自動車審査証紙^③によりお支払いください。

※2 現行登録手数料の窓口申請については、既存の手数料に加え、技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。なお、新たに400円、1,700円及び1,800円の自動車審査証紙を発行することを予定しています。



2. 軽自動車

① OSS申請の場合

現行の検査手数料と同様、オンライン決済^③によりお支払いください。



※3 現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。

② OSS以外による申請（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合）

現行の検査手数料と同様、窓口において現金^④でお支払いください。

※4 現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。



車体課税の見直し及び中小企業経営強化税制の延長について

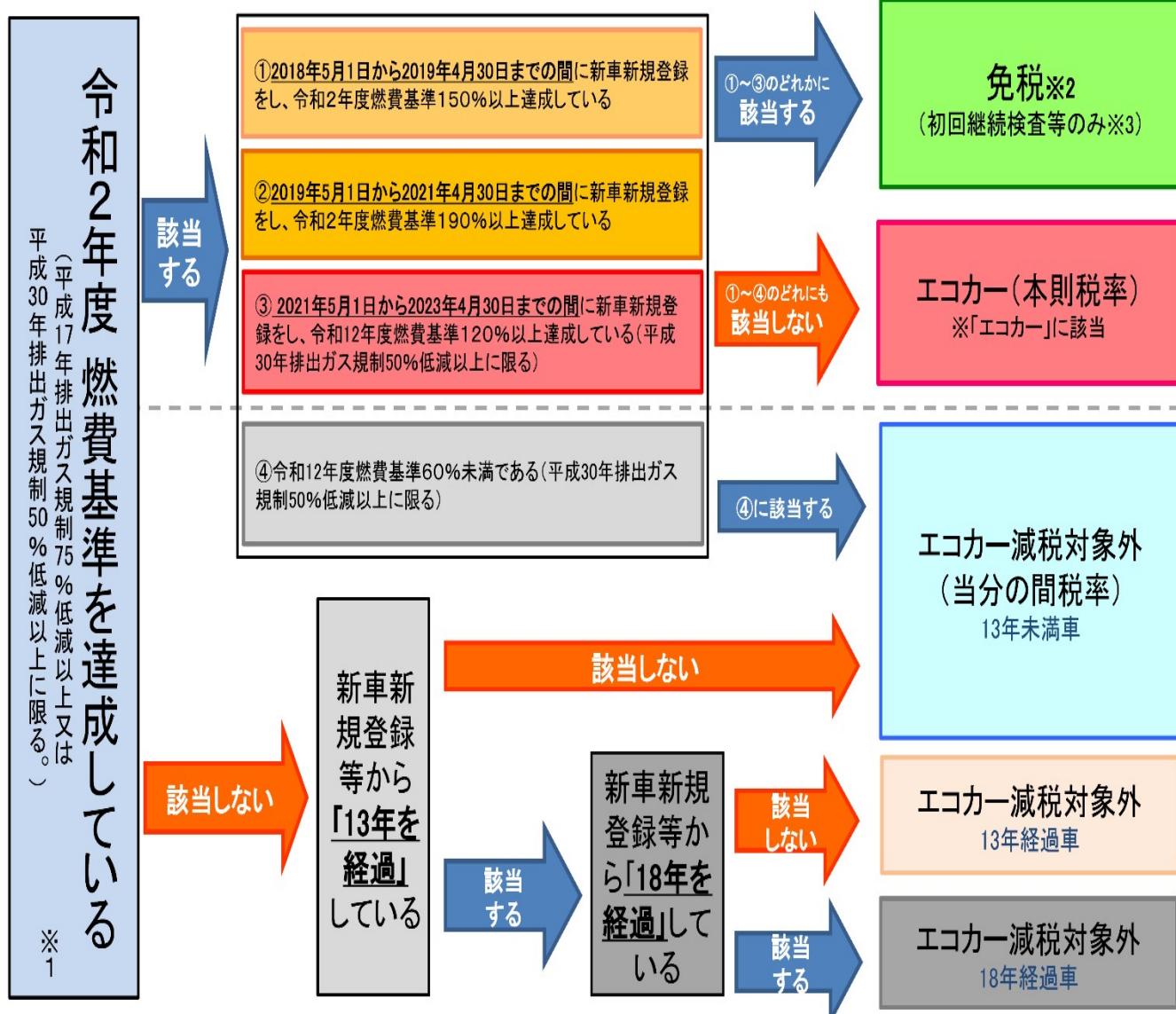
令和3年度税制改正において、車体課税の見直しについて、令和3年4月1日（自動車重量税は5月1日）より適用されましたのでお知らせいたします。

詳細は国土交通省ホームページ「自動車関係税制について（エコカー減税、グリーン化特例等）」
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000028.htmlをご参照ください。

また、令和3年5月1日以降のエコカー減税対象車両については、国土交通省ホームページの●次回自動車重量税重量税額照会サービス（登録車）（軽自動車）をご利用ください。

令和3年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方（フローチャート）

○2021年5月1日から2023年4月30日までに乗用車（ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む））の継続検査、中古車の新規登録等を行う場合



※1 平成22年度燃費基準+50%向上達成車は、令和2年度燃費基準達成車に読み替えができます。

※2 新車新規登録時に免税であった車両においても、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過した場合、初回継続検査等は本則税率の適用となります。

※3 2回目以降の継続検査等については、本則税率の適用となります。

OBD検査の概要について

衝突被害軽減ブレーキ等の自動運転技術については、近年、軽自動車を含む幅広い車両への搭載が進んでおります。これらの技術は、交通事故の防止に大きな効果が期待される一方、故障時には誤作動等により事故につながる恐れがあることから、使用時においても、確実に機能維持を図ることが重要です。

このため、下図のスケジュール及び流れで自動車の検査（車検）において、自動ブレーキ等の自動運転技術等に用いる電子制御装置の目に見えない故障に対応するための電子的な検査（OBD検査）を開始することとしております。

■OBD検査関係のスケジュール及び対象車両等

(2020.11.04)

	2021年10月	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
必要な情報管理に関する実費 納付対象車両						
大型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く 検査対象自動車(軽自動車を含む) 【注1】 400円を自動車機構へ納付	必要な情報管理 に関する実費 徴収開始					
OBD検査対象車両 国産車:2021年10月以降の新型車 (乗用車、バス、トラック) 輸入車:2022年10月以降の新型車 (乗用車、バス、トラック)	OBD検査 プレテスト開始 【注2】		OBD検査開始		OBD検査開始	
				OBD検査開始		

【注1】納付対象車両はOBD検査の対象・対象外にかかわらず、大型特殊自動車及び二輪車を除く検査対象自動車(軽自動車を含む)となっている。

言い換えると、自動車検査証の自動車の種別が普通、小型(二輪を除く)、軽自動車の検査対象自動車が納付対象となる。

なお、ここでいう「検査対象自動車」とはOBD検査対象ではなく「新規検査、継続検査、構造等変更検査及び予備検査の対象自動車(軽自動車を含む)」を示す。

【注2】プレテストにおいて、OBD検査の対象となる装置の特定DTCが検出された場合においても検査不合格とはならない。

【OBD検査の対象となる装置】

- ①運転支援装置
 - ・衝突被害軽減ブレーキ(自動ブレーキ)
 - ・自動命令型操舵機能(レーンキープ)等
- ②自動運行装置
- ③排ガス関係装置

【参考】日整連支部による継続検査OSS申請時の自動車機構への「必要な情報管理に関する実費:400円」の納付方法は、現状、国へ検査手数料等を納付する手段として採用しているダイレクト納付方式が利用できないため、現在、代替方式を自動車機構と調整中となります。

OBD検査の流れ

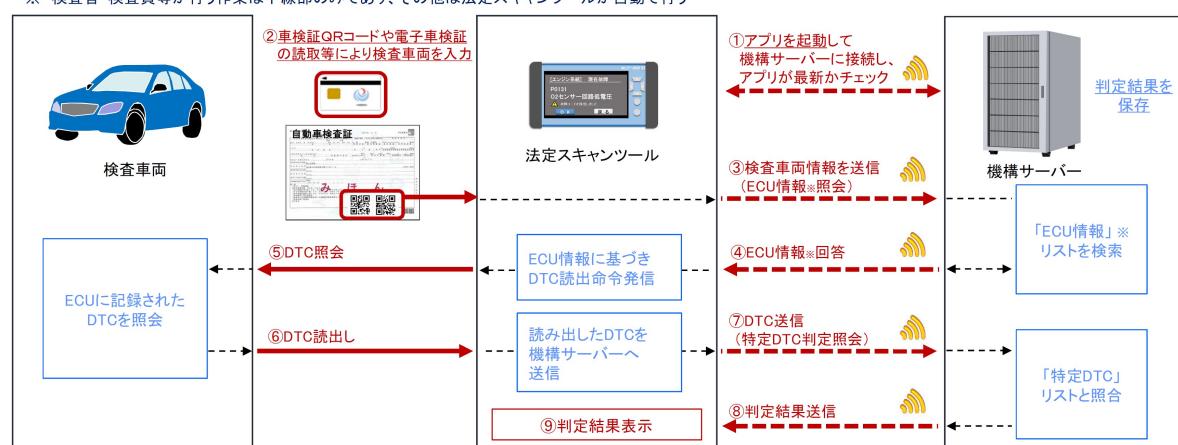
OBD検査の準備

- 検査に使用する法定スキャンツールに最新の「アプリ」をインストールしておくこと。(アプリは機構HP等で無料ダウンロード)。
- 法定スキャンツールを検査車両に接続すること。



全国の車検場((独)自動車技術総合機構、軽自動車検査協会)、整備工場

※ 検査官・検査員等が行う作業は下線部のみであり、その他は法定スキャンツールが自動で行う



※ ECU情報: 車両のコンピュータ(ECU)から故障コード(DTC)を読み出すために必要な技術情報(ECU番号、通信規格など)

自動車検査の法定手数料変更のお知らせ

国土交通省及び独立行政法人自動車技術総合機構より、令和3年10月1日より以下の通り自動車の検査の際に支払う法定手数料が変更となる旨、通知がありましたのでお知らせします。

自動車検査の法定手数料変更のお知らせ

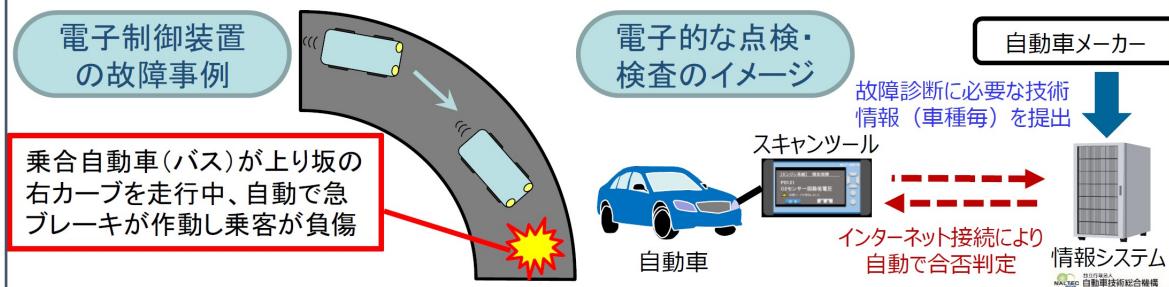
令和3年10月1日より

概要

- 令和3年10月1日より、自動車の検査の際に支払う法定手数料として、（独）自動車技術総合機構の技術情報管理手数料が追加（1台あたり一律400円）されます。
- 技術情報管理手数料の納付は、既存の手数料と併せて行うこととなります。

何のための手数料ですか？

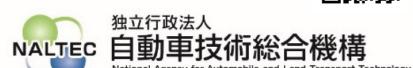
- 近年急速に普及はじめている、衝突被害軽減ブレーキ等の電子制御がなされている先進安全装置について、従来の点検や検査では検知できない故障による事故が発生しています。
- このため、点検や検査（車検）のタイミングで、車載式故障診断装置（OBD）を活用して電子的に故障診断をするように、制度が変わります。
- 手数料は、この制度の実施に必要となる、自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報管理、全国の検査場（車検場）や整備工場が利用する情報システムを運用していくための費用として納付いただくものです。



よくあるご質問

- Q. 電子的な検査の対象車両ではありません。なぜ手数料を払う必要があるのですか。
- A. 先進安全装置の機能維持は、事故低減効果によりクルマ社会全体の安全性向上に資するため、既存の手数料同様に、電子的な検査対象車両でなくても負担をいただくこととしております。また、リコール情報の提供等、自動車を安全にお使いいただくためのサービスも提供していきます。
- Q. 自動車技術総合機構に持ち込まれない指定整備工場（民間車検）や軽自動車検査協会で受検する車両について、なぜ技術情報管理手数料を払う必要があるのですか。
- A. 自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報の管理、指定整備工場や軽自動車検査協会が利用する情報システムの運用を、自動車技術総合機構が行うためです。

お問い合わせは、お近くの自動車技術総合機構又は運輸支局等まで



令和3年10月1日以降の手数料額 新旧表

継続検査		納付先・金額(現行)			納付先・金額(令和3年10月1日以降)		
手続きの種類		国/軽検協※	機構	合計額	国/軽検協※	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400 円	1,400 円	1,800 円	変更なし	1,800 円	2,200 円
	小型自動車		1,300 円	1,700 円		1,700 円	2,100 円
	小型自動車(二輪)		1,300 円	1,700 円		変更なし	
	大型特殊自動車		1,400 円	1,800 円		変更なし	
	軽自動車	1,400 円	–	1,400 円		400 円	1,800 円
指定整備	普通自動車	(oss)1,000円	1,200 円	–	変更なし	400 円	1,600 円
	小型自動車		–	(oss)1,000円		(oss)1,400円	
	小型自動車(二輪)	1,100 円	–	1,100 円		変更なし	
	大型特殊自動車	1,200 円	–	1,200 円		(oss)1,000円	
	軽自動車	1,100 円	–	1,100 円		400 円	1,500 円

※軽自動車は軽自動車検査協会への支払いとなります。

新規検査		納付先・金額(現行)			納付先・金額(令和3年10月1日以降)		
手続きの種類		国/軽検協※	機構	合計額	国/軽検協※	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400 円	1,700 円	2,100 円	変更なし	2,100 円	2,500 円
	小型自動車		1,600 円	2,000 円		2,000 円	2,400 円
	小型自動車(二輪)		1,600 円	2,000 円		変更なし	
	大型特殊自動車		1,700 円	2,100 円		変更なし	
	軽自動車	1,400 円	–	1,400 円		400 円	1,800 円
完成検査終了証の提出	普通自動車	(oss)1,000円	–	1,200 円	変更なし	400 円	1,600 円
	小型自動車		–	(oss)1,000円		(oss)1,400円	
	小型自動車(二輪)	1,100 円	–	1,100 円		変更なし	
	大型特殊自動車	1,200 円	–	1,200 円		(oss)1,000円	
	軽自動車	1,100 円	–	1,100 円		400 円	1,500 円

※軽自動車は軽自動車検査協会への支払いとなります。

この表にない手続き(継続検査や新規検査で限定自動車検査証、保安基準適合証等の提出があるもの、予備検査、構造変更等検査)についての手数料額の詳細は、窓口にお問い合わせください。

技術情報管理手数料の納付方法について

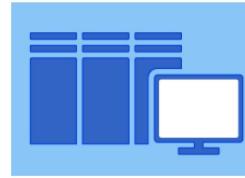
令和3年10月1日より追加される「技術情報管理手数料」の具体的な支払い方法は、以下のとおりです。

1. 登録車

① OSS申請の場合

現行の検査登録手数料と同様、オンライン決済^{※1}によりお支払いください。

※1 検査登録手数料の納付が確認されると、自動的に技術情報管理手数料の納付画面へ遷移します。



② OSS申請以外の場合（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合）

窓口において自動車審査証紙^{※2}によりお支払いください。

※2 持込検査の窓口申請については、既存の手数料に加え、技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。なお、新たに400円、1,700円及び1,800円の自動車審査証紙を発行することを予定しています。



2. 軽自動車

① OSS申請の場合

現行の検査手数料と同様、オンライン決済^{※3}によりお支払いください。

※3 現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。



② OSS以外による申請（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合）

現行の検査手数料と同様、窓口において現金^{※4}でお支払いください。

※4 現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。

自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示について

国土交通省においては、近年、大型車の車輪脱落事故件数が増加していることを踏まえ、ホイールナットマーカー等を活用した新たな点検方法や車齢4年以上の車両に車輪脱落事故が多く発生していることから、ホイール・ボルト及びホイール・ナットの交換目安等を規定するべく「自動車の点検及び整備に関する手引」の一部が改正されました。

本件について、国土交通省より、下記の通りプレスリリースされましたのでお知らせします。

Press Release

国土交通省

令和3年3月31日
自動車局整備課

大型車の車輪脱落事故撲滅に向けて

～ ホイール・ナットの緩み防止のため新たな点検の実施の方法を導入～

近年、大型車の車輪脱落事故件数が増加していることを踏まえ、ホイール・ナットへのマーキングやホイールナットマーカーを活用した新たな点検の実施の方法等を導入します。

1. 改正の概要

近年、大型車の車輪脱落事故件数が増加していることを踏まえ、自動車の点検及び整備の実施方法を自動車使用者が容易に理解できるように定めた「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成19年国土交通省告示第317号）を改正し、ホイールナットマーカー等を活用した新たな点検方法や車齢4年以上の車両に車輪脱落事故が多く発生していることを踏まえ、ホイール・ボルト及びホイール・ナットの交換目安等を規定します。

<大型車の車輪脱落事故件数>

- ・令和元年度の事故件数は過去最大
- ・詳細は令和2年10月30日のプレスリリース参照 (https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000261.html)

年度	発生件数(件)	うち人命事故件数(件)
2011	87	7
2012	61	8
2013	42	3
2014	42	3
2015	34	2
2016	23	4
2017	19	3
2018	11	0
2019	15	1
2020	112	4

① 日常点検の実施の方法

- ・ホイール・ナットへのマーキングやホイールナットマーカーを活用した目視によるホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩みの点検の明確化

② 定期点検（3ヶ月ごと）の実施の方法

- ・新品から4年を経過したホイール・ボルト及びホイール・ナットを入念に点検することを交換の目安として明記

③ 整備の実施の方法

- ・タイヤ交換手順の明確化
- ・タイヤ交換後の増し締めの実施手順の明確化

ホイール・ナットへのマーキング例

緩みなしの状態

左右のホイール・ナットが緩んだ状態

ホイールナットマーカーの装着例

（ホイール・ナット回転指示インジケーター（ISO方式）装着の場合）

2. スケジュール

公 布： 令和3年3月31日（本日）

施 行： 令和3年4月1日

〈問い合わせ先〉

自動車局 整備課 児島、川崎

代表:03-5253-8599（直通）、FAX:03-5253-1639

構内事故防止強化月間 - 令和3年5月 -

- ① 構内ルールの厳守
- ② 「だらう運転」「ながら運転」の防止
- ③ 忘れるな、基本動作と危険予知



東京管内：令和2年4月



大阪管内：令和3年2月



新潟管内：令和3年4月

アクセルとブレーキの踏み間違い事故が多発しております。

構内での移動や検査コースへ入場の際は、十分に注意されますようお願いいたします。

軽自動車検査協会 山梨事務所

【内容】ディーラー同士で責任のなすり合いをしている

・車名：乗用車 ・登録年月：平成23年5月 ・走行距離：101,000km

3年前に3万5千km走行の中古車をAディーラー系中古車販売店からでプレミアム保証（3年間距離無制限）付きで購入した。メンテナンスは地元の他県Bディーラーにお願いしており、4万5千kmでハイブリッドトランスマッisionオイルを交換したが、7万kmあたりで異音が出るようになった。そのまま乗り続いていると、時速20kmの時に追突されたような衝撃を感じるようになったので、販売店に保証修理を依頼、担当営業と同乗試運転を行い、症状が確認されたので車を預けた。その販売店には修理工場が無いので、認証工場を併設している系列の販売店に出すことになった。数日後、認証工場の整備士から「試運転したが再現しないので対処できない」と連絡があったので、「インターネットに同型車の似た症状がクラッチシリンダーの交換で正常になったようなことが出ていたので、その部品を交換してほしい」と申し入れ、保証で修理してもらった。

しかしながら同じ症状が出て、改善がみられないで再入庫することになり、販売店の担当営業と認証工場の整備士が試運転を行った。その後、「上り坂で時速70kmの荒い運転をしたら症状が出たので、ミッションオイルを確認したところ適量だったが、700ccほど補充したところ症状が治まった」との報告があり、原因は「Bディーラーでミッションオイルを交換した際に注入量が不足していた」と言うのである、このことをBディーラーに確認すると、「こちらは規定量を入れた。(Aディーラーの)認証工場でクラッチシリンダーを交換した際にオイルの補充が少なかったのではないか」と反論され、AディーラーとBディーラーとで責任のなすり合いが始まった。たまにかねて販売店に連絡すると、「通常の運転が保証条件であり、荒い運転による不具合は保証の対象外。また、既に10万kmを超えているので保証の対象から外れている」と店長から言われた。7万kmの時から続いている不具合なのに、今になって保証外と言われるのは納得できない。担当営業も「ずっと続いている不具合なので10万kmを超えても保証対応する」と言っていたのに、店が違うと保証の対応も変わらぬのかという相談。

【対応】

相談者に振興会の立ち位置を説明し、各店舗の担当者に内容確認をして、「どちらかの店から電話してもらえるようお願いする」と言って一旦電話を切った。

12月5日、認証工場の副店長に事実確認をすると概ね相談者の説明通りであったが、「当社で購入したが、後のメンテナンスや車検は全て他のディーラーで実施しているようなので、当社としては修理歴すらわからず、変速ショックの様なフィーリング的な修理だけ入庫してもらっても美味しい」と言うので、「相談者はこのメーカーが好きでこの車を購入されたファンだと思う。相談者にとってどこのディーラーかは関係なく、全国ディーラーのネットワークに頼っているだけではないか。この案件は修理歴が不要だと思うが、仮に修理歴が必要でも相手方に事情を説明して取り寄せればよいこと。そもそも、相談者が指摘する変速ショックは毎時20キロで起こる通常運転時の症状で、担当営業が同乗試運転して現象を確認しているのに、何故毎時70キロの荒い運転で現象再現させて保証対象外だという話に替わったのか。相談者は距離も期間も保証対象の時から不具合を訴えており、今も症状は改善しないまま乗り続け、大変不満を感じている。整備、営業側のどちらからでも構わないので、相談者に連絡して」とお願いした。副店長から、「あくまでも窓口は中古車販売店なので、担当営業から電話をさせる」と回答があり、電話を終えた。

スズキ エブリイ、エブリイワゴン、キャリイ/
日産 NV100 クリッパー、NV100 クリッパーリオ/
マツダ スクラムバン、スクラムワゴン、スクラムトラック/
三菱 ミニキャブバン、タウンボックス
ターボ用オイル配管点検時の注意事項について

スズキ株式会社／日産自動車株式会社／マツダ株式会社／三菱自動車工業株式会社

凍結防止剤散布地域や海岸地域を走行した後は、凍結防止剤や塩分が車体下回りやエンジンルーム内部品に付着し、錆が発生する場合があります。その状態で使用を続けることにより、下記対象車両においてターボチャージャのオイル配管に発生した錆が進行して穴あきに至り、オイル漏れが発生した事例があります。

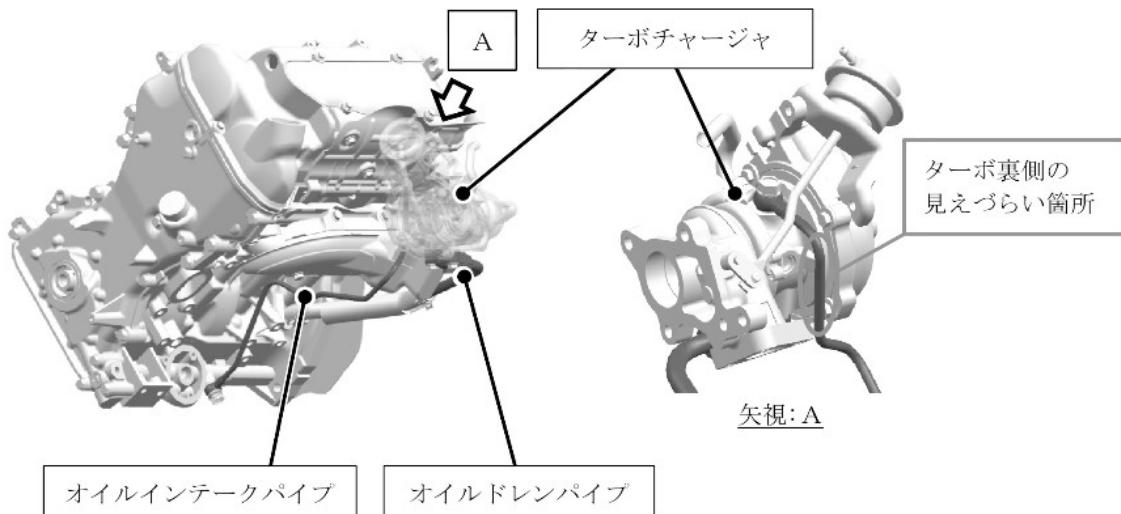
つきましては、以下に点検のポイントを示しますので、定期点検時や車検時にはオイル配管を点検して、錆や腐食が認められる場合は、必ず部品の交換をお願いいたします。

■対象車両

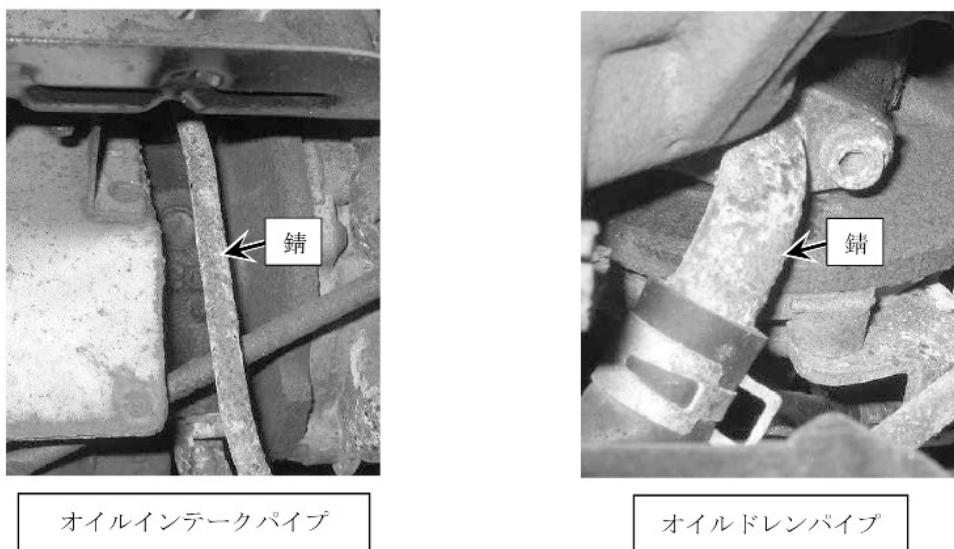
会社名	通称名	車両型式	エンジン型式
スズキ	エブリイ	DA51V、DB51V、DE51V DF51V、DA52V、DB52V	F6A
		DA62V、DA64V	K6A
		DA17V	R06A
	エブリイワゴン	DA52W	F6A
		DA62W、DA64W	K6A
		DA17W	R06A
	キャリイ	DC51T、DD51T DA52T、DB52T	F6A
マツダ	スクラムバン	DG51V、DH51V、DL51V DM51V、DG52V、DH52V	F6A
	スクラムワゴン	DG52W	F6A
		DG62W、DG64W	K6A
		DG17W	R06A
	スクラムトラック	DJ51T、DK51T DG52T、DH52T	F6A
日産	NV100クリッパー	DR64V	K6A
		DR17V	R06A
	NV100クリッパーリオ	DR64W	K6A
		DR17W	R06A
三菱	ミニキャブバン	DS64V	K6A
		DS17V	R06A
	タウンボックス	DS64W	K6A
		DS17W	R06A

■ターボ用オイル配管の点検ポイント

- 定期点検時や車検時の点検において、アンダーカバー等がついている車両は取り外し、ターボ用オイル配管の錆や腐食状況を目視点検にて確認願います。
- ターボ裏側などの見えづらい箇所も確実に目視点検いただくようお願ひいたします。
- 錆が発生している場合は、必ず部品の交換をお願いいたします。



<ターボ用オイル配管の錆の例>



四輪アライメント・テスタ利用申込書及び借用書

山梨県自動車整備商工組合 御中

「四輪アライメント・テスタ」下記利用要領について十分承知しましたので借用願います。

利用希望日	年 月 日 午前・午後		支部名	支 部	
認証番号	8 -	事業場名	(印)		
使用者			TEL	()	

車両情報

車両メーカー名			車 名			
初年度登録年月	年	月	型 式			
車台番号			エンジン型式			
グレード			車両データ	有	・	無 事務局記入欄

借り受けのテスタ等が、万が一不具合を生じた場合には、職員及び利用者と共に立会い確認し不具合部位修復に係る動産保険の保険免責費用10,000円は利用事業場が費用を負担することを承知します。

受付日	受付者	日程確認	受講確認	立会予定者	振興会確認	使用者確認
令和 年 /		令和 年 / 午前・午後	年 /			

スキャンツール利用申込書及び借用書

一般社団法人 山梨県自動車整備振興会 御中

品 名	ツール本体	日立 HDM3000 デンソー-DST-2 インターサポート G-Scan 日本ベンチャー-DT-3300				
	附属品類	取扱い説明書	ダイアグケーブル	データ取込用 CD		
使用日	令和 年 月 日 ()	～	令和 年 月 日 ()	まで		
<p>「貸出し注意事項」について十分承知いたしましたので、上記の機器を貸出し願います。</p> <p>なお、借り受けた機器本体を「故障」、「破損」、「紛失」させた場合は、免責費用を負担することを承知し、付属品も同様にした場合は、実費負担することを承知いたします。</p>						
支 部 名	支 部		認証番号	8 -		
事業場名						
事業主名	印	TEL	()			
(注) 貸出については基本的に事業主とします。事業主以外への貸渡しの場合は免許証の写しを頂きます。						

※事前に電話にて貸出し可能か確認願います。

※下記の注意事項を必ずご確認頂き、十分承知されてから上記太枠内を記入し教育課へ仮申し込みのFAXをして下さい。

※教育課窓口にて借り受ける時に、本「申込書及び借用書」を提出して下さい。

教育課 TEL 055-262-4422 FAX055-263-4420

受付日	受付者	貸出日	貸出者	故障、欠品確認	受領日	受領者	故障、欠品確認
令和 年 /		令和 年 /			令和 年 /		